

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	ベンハミン・カリオソ・エクラアトル文化会館国立劇場照明機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	ベンハミン・カリオソ・エクラアトル文化会館国立劇場音響及び照明機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	95,700千円 H24.10.31まで	H22.3.17 キトで (同日)	日本側 ル大使 エクアドル側 エクアニーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣	H22.4.7 179号
エクアドル	新ヱカラ国際橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	新ヱカラ国際橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	800,000千円 H27.12.31まで	H22.3.17 キトで (H22.6.9)	日本側 ル大使 エクアドル側 エクアニーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣	H22.8.5 368号
エクアドル	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	860,000千円 H22.10.31まで	H22.3.17 キトで (H22.6.9)	日本側 ル大使 エクアドル側 エクアニーニョ・アロカ外務・貿易・統合大臣	H22.11.16 482号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。